

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について



平成 22 年 6 月 1 日に「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布されました。これにより、新しい暫定排水基準が平成 22 年 7 月 1 日より適用となり、その期限は平成 25 年 6 月 30 日までとなります。今回の改正は水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、現行の暫定排水基準が平成 22 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

また、平成 22 年 4 月 5 日から 5 月 4 日にかけて実施された「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)」に対するパブリックコメントの結果も公表されました。

暫定排水基準については、平成 13 年以来、3 年ごとに、排水実態・処理技術等の観点から見直しが行われております。今回の改正で現在暫定排水基準の設定されている 21 業種のうち 6 業種が一律排水基準へ移行し、残る 15 業種には引き続き 3 年間の期限に暫定排水基準が設定されています。

詳しくは、ザ・ナイトレポート No.01004-1.2(<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR01004.pdf>)をご覧ください。

当社では多検体・短納期でほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 6 月 1 日付 環境省報道発表資料

無機分析箇所 真田貴幸

